



平成26年 1月27日

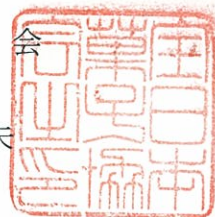
日本スーパーマーケット協会
会長 川野 幸夫 様

流通菓子消費税転嫁促進協議会



全日本菓子協会

会長 川村 和夫



消費税の転嫁等についてのお願い

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素は当協会並びに会員企業が格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることとなりました。

当協会におきましては、消費税の引き上げへの対応につきまして、卸売業界を始め加工食品業界団体等と情報交換しながら検討を重ねて参りました。

その結果、「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為」及び「消費税の表示の方法の決定に係る共同行為」につきまして、流通菓子消費税転嫁促進協議会として、いずれも平成26年1月27日に実施届出書を公正取引委員会に提出し、受理されました。

これらの内容の要点は下記のとおりであり、本年4月1日以降に供給する商品の商談から実施していくこととなりました。

つきましては、本趣旨をご理解賜り、貴会会員にご連絡ご周知方特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 対象商品

流通菓子（卸売業者並びに小売業者を通じて販売される菓子）とします。

2 転嫁の取扱い

- （１）消費税額の転嫁方法は、各参加者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せすることにより行います。
- （２）消費税額の清算は、その商品代金の請求の都度、本体価格と消費税額を別記し、その合算額を請求することにより決済いただくこととなります。

3 消費税の表示について

- （１）価格交渉を行う際に税抜価格を提示します。
- （２）あらかじめ、請求の際、妥結した価格と消費税額とを併せて示す旨を取引の相手方に示しておき、請求段階で消費税額を示します。

4 実施期間

本協定は、平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に供給する商品を対象として実施します。